

企業・経理の法定調書作成ご担当者様 必見！

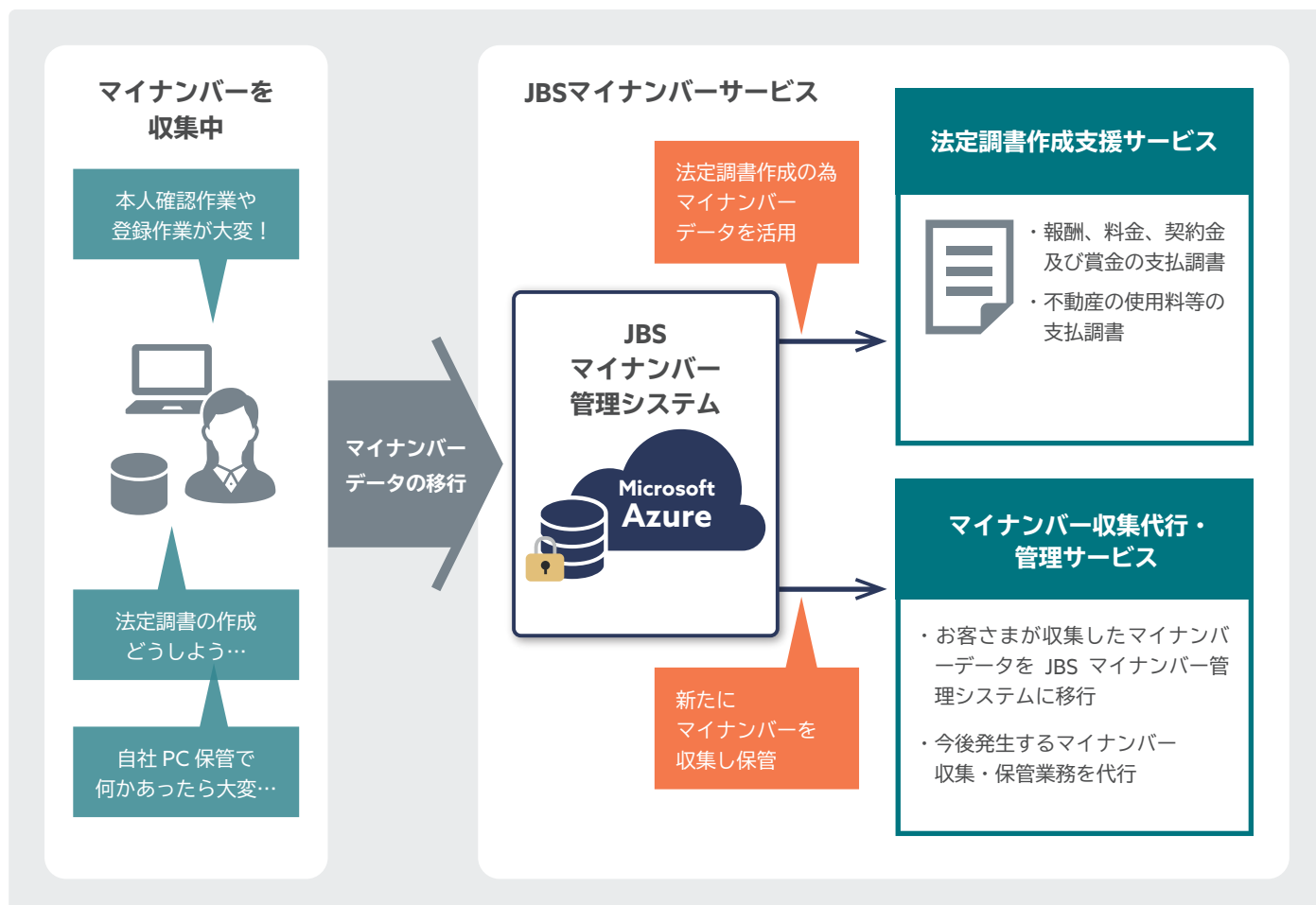
個人事業主の法定調書作成とマイナンバー管理を支援します！

個人事業主や不動産オーナー分の支払調書作成で、お困りではありませんか。
JBS では法定調書作成とマイナンバー管理をセットで支援します。

こんなお客さまに最適です！！

- 個人事業主や不動産オーナーのマイナンバー収集および法定調書作成について社内方針に沿った対応を検討中…
- 来年も新たに支払先が増えていくのでマイナンバー収集は発生する。また適切なマイナンバーの削除も発生する。この法定調書作成とマイナンバー管理を、まとめて業務委託したい…

サービスの利用イメージ



サービス内容と対象法定調書

作業項目	お客さま側作業	提供範囲
データ作成	提出用法定調書データ作成	—
データ精査	作成した法定調書データの欠損箇所の有無確認や集約が必要なデータの確認 等	—
データ補完・整形	法定調書データの不足箇所補完や提出形式への整形（同一支払データの集約など）	—
マイナンバー付与	—	対象者の個人番号を、マイナンバー管理システムからダウンロードし法定調書データに付与
提出データ作成	—	お客さまの提出形式に合わせ、提出データから各種法定調書 PDF ファイルを作成
内容確認	法定調書データと付与した個人番号が一致しているかの確認（お客さま側でもご確認頂きます）	
法定調書提出	お客さまの提出形式で税務署にデータを提出（光ディスク）	

対象法定調書： ● 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ● 不動産の使用料等の支払調書

価格例（税抜）

報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、不動産の使用料等の支払調書

対象者：～99名の場合

詳細	価格
・マイナンバー付与 ・提出データ作成 ・内容確認	¥158,000 -

- ・99名までは人数に関わらず固定料金となります。100名以上の場合は、お問い合わせください。
- ・本サービスは、JBS マイナンバー収集代行・保管サービスを使用頂くことを前提とさせていただきます。
JBS マイナンバー収集代行・管理サービスにつきましては、<http://www.jbs.co.jp/solution/list/mynumber> を参照下さい。
- ・本サービスでは税理士法上、税務に関するアドバイスができませんので、作業ベースでの業務支援がスコープの中心となります。
- ・税務に関するアドバイスを要する場合は、税理士事務所と別途ご契約いただきます。

認証取得

- ・プライバシーマーク（JIS Q 15001）
- ・ISO/IEC 27001:2013 / JIS Q 27001:2014

- 記載されている会社名、製品名、ロゴ等は、各社の登録商標または商標です。
- 製品の仕様は予告なく変更することがあります。あらかじめご了承ください。



お問い合わせ先

日本ビジネスシステムズ株式会社

〒105-6316
東京都港区虎ノ門1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー16F
Tel: 03-6772-4000 Fax: 03-6772-4001
<https://www.jbs.co.jp>